

【26 解読文】 西大室古墳調査方依頼（明治十三年：一八八〇）〈B〉

（封筒オモテ）

（朱書）

「南勢多郡 「別仕立」

荒口村 即刻仕立便 馱遞掛改

戸長役場

（封筒ウラ）

「 群馬県

庶務課

十三年三月十五日発

西大室村古墳窟口縦横、窟中ノ縦横・高サ、間数

〈西大室村古墳窟口縦横、窟中の縦横・高さ、間数（けんすう）〉

并二古墳ノ周囲、高低ノ間数共入用ノ

〈並びに古墳の周囲、高低の間数共入用（にゆうよう）の〉

趣、英国人サトウヨリ頼越候間、実地

〈趣（おもむ）き、英国人サトウヨリ頼み越し候間、実地〉

取調（至急）当課へ可ニ申出候也

〈取り調べ（至急）当課へ申し出るべく候也〉

但、三墳共取調ノコト

〈但し、三墳共取り調べのこと〉

十三年三月十五日 群馬県

庶務課印

荒口郵

戸長役場